

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項

の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第五十三号（平成三十年七月十一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 氏名又は名称 東芝環境ソリューション株式会社
 - ロ 住所 神奈川県横浜市鶴見区寛政町二十番一号
 - ハ 代表者の氏名 代表取締役 増山 宏
- 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
 - イ 千葉県松戸市高塚新田字稲越前五百三十五番三、五百四十一番一、五百四十一番二及び五百六十二番二
 - ロ 東京都台東区蔵前二丁目二十六番一
 - ハ 東京都江東区新砂三丁目二千四百五十番三十二
 - ニ 東京都大田区東雪谷一丁目十八番
 - ホ 東京都荒川区東尾久一丁目二百番一及び二百番十
 - ヘ 東京都足立区西加平二丁目九番五
 - ト 東京都昭島市もくせいの杜一丁目九百十番三十六
 - チ 東京都西東京市北町四丁目千十五番一
 - リ 東京都西東京市住吉町六丁目二千六百九十二番一
 - ヌ 東京都西東京市新町一丁目二百五十五番一
 - ル 神奈川県横浜市磯子区新磯子町三十七番三
 - ヲ 神奈川県川崎市川崎区浮島町九十六番
 - ワ 神奈川県川崎市幸区柳町六十八番二及び六十八番二
 - カ 兵庫県神戸市灘区高羽字瀧ノ奥四番二十九
- 三 無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廉ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設
ポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
- 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
 - イ 廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
 - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- 五 申請年月日
平成三十年五月十六日
- 六 縦覧場所
 - イ 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
 - ロ 関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
 - ハ 近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
 - ニ 千葉県環境生活部廃棄物指導課
 - ホ 松戸市役所環境部廃棄物対策課
 - ヘ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
 - ト 東京圏多摩環境事務所廃棄物対策課
 - チ 台東区役所本庁舎 区政情報コーナー
 - リ 江東区防災センター策境保全課指導係
 - ヌ 大田区役所環境清掃部環境対策課

-
- ル 雪谷特別出張所
 - ヲ 荒川区環境清掃部環境課
 - ワ 荒川区立東尾久小沼ひろば館
 - カ 足立区環境部生活環境保全課
 - ヨ 昭島市役所環境部環境課
 - タ 西東京市みどり環境部ごみ減量推進課
 - レ 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
 - ソ 横浜市資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課
 - ツ 磯子区役所総務部区政推進課広報相談係
 - ネ 川崎市役所環境局生活環境部廃棄物指導課
 - ナ 幸区役所
 - ラ 川崎区役所
 - ム 兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課
 - ウ 神戸市環境局事業系廃棄物対策部
 - キ 神戸市灘区役所総務部まちづくり課
-